

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	24 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年5月から38年3月まで
② 昭和39年4月から40年3月まで

私が、20歳になったころ、区役所職員が自宅に来て、国民年金の加入を勧められて、養母が加入手続を行い、国民年金保険料は、集金人に私が納付した。当時、保険料は、月額100円であったが、集金人は1年分を一括納付するのが慣習であると言っていたので、一括して1,200円を払っていた。

集金人は年配の男性で、黒っぽいカバンを持ってきていた。集金人は、検認記録欄に押印もせず申立期間の印紙検認台紙を切り取り線から切り離して持って帰ったが、納付をしていないと切り離さないはずと思い、割り印が残っているので払ったものと思い気にも留めなかった。申立期間が未納とされるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和38年4月以降は申立期間②を除き、国民年金加入期間について未納期間は無く、厚生年金保険との切替手続も適切に行っていることが確認できるなど、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、②昭和39年4月から40年3月までについては、申立人は、39年9月6日付けの再交付された国民年金手帳を所持しており、この手帳において昭和38年度分の国民年金保険料は昭和40年3月25日に過年度納付し、昭和40年度分の保険料は昭和40年9月28日に一括納付していることが確認でき、申立期間のみ未納のまま放置し

ていたとは考え難い。

さらに、社会保険事務所においては、毎年度、前年度に国民年金保険料の未納がある者に対し、過年度納付書を送付することが確認されていることから、申立期間についても過年度納付書が発行されていたものと推認され、申立内容に不自然さは無い。

- 2 一方、申立期間のうち、①昭和 36 年 5 月から 38 年 3 月までについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 9 月に、申立期間当時、同居していた申立人の実姉と連番で申立人の養子縁組前の氏名で払い出されているが、この姉についても国民年金保険料が納付済となっているのは申立人と同様に同年 4 月分のみである。

また、申立人は、昭和 39 年 9 月 6 日に国民年金手帳の再交付を受けているが、この手帳では、この時点で既に現年度納付できない昭和 36 年度から 38 年度までの国民年金印紙検認台紙を社会保険事務所の契印をもって切り離していることが確認できる上、この時点で国民年金保険料の検認印が有る昭和 36 年 4 月分以外の期間は検認押印が無く、申立期間の保険料は納付されていなかったものとみるのが相当である。

- 3 申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から49年3月まで
② 昭和50年4月から51年3月まで

私は、昭和43年にA区役所B支所で元夫と一緒に国民年金に加入した。45年から1年半ほどは会社勤めをしていたが、退職直後の46年12月30日に厚生年金保険から国民年金への切替手続を同支所で行い、申立期間①の国民年金保険料は元夫の分と共に、集金人に納付しており、未納は無いはずである。

申立期間②については、集金人に領収印を押してもらえなかった記憶が有る。改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、昭和47年1月から同年12月までについては、以下の理由から申立人が同期間の保険料を納付していたものとみても不自然ではない。
 - (1) 申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間に国民年金保険料の未納が無く、満60歳になるまですべて納付している上、46年12月に会社を退職後、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っているなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられること。
 - (2) 申立人は、A区役所B支所(現在は、C区役所)で元夫と一緒に国民年金に加入し、申立人の元夫の分とともに国民年金保険料を納付していたとしており、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年3月に申立人の元夫と連番で払い出されていることが確認でき、一緒に保険料を納付したとする申立人の元夫も、47年1月から同年12月までの保険料を納

付していること。

- 2 一方、申立期間①のうち、昭和48年1月から49年3月までの期間及び②50年4月から51年3月までの期間については、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 3 申立期間②昭和50年4月から51年3月までについては、申立人が所持する国民年金手帳に検認印が押印されておらず、申立人からはさかのぼって納付したとの主張も無いことから、当該期間の国民年金保険料が現年度納付若しくは過年度納付されたものとは考えにくく、このことは社会保険庁の記録とも一致する上、申立人の氏名について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年3月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月から5年6月まで

私が、会社を退職後、母親は、収入が激減した私のために、国民健康保険料と国民年金保険料を支払ってくれていた。その期間は平成4年から11年までで、健康保険料と一緒に、金額は月々約5万円ぐらいだったと思う。申立期間についてはA市B区役所の職員から分割納付を勧められ、納付場所は初めの数か月は同区役所で、残りは一括してC信用金庫で支払った。母親は、父親に内緒で払い続けてくれたため、印象に残っており、納付記録が無いことには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入して以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付し、平成7年度分及び11年度以降の保険料についてはすべて前納するなど、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、平成5年3月から同年6月までについては、申立人の国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は7年4月ごろに払い出されており、社会保険庁のオンライン記録において、5年7月から6年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、国民年金手帳記号番号が払い出された7年4月時点で、過年度納付が可能である当該期間についても保険料を納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、平成4年2月から5年2月については、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及

び国民年金保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況等が不明である上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成7年4月ごろに払い出されており、このころに国民年金への加入手続が行われたものと推認され、この時点では、当該期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が行われていた時期ではない。

さらに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年3月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から4年10月まで

私達夫婦は、国民年金保険料を納付できない期間については、必ず免除申請を行っており、その期間の保険料をまとめて追納したこともある。

申立期間の国民年金保険料について、免除申請の手続も行わずに納付しなかったということは考えられず、銀行等で毎月納付していたはずであり、所持しているノートには、平成元年度の国民年金保険料納付に係る記載が有る。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年4月に国民年金に任意の資格で加入して以降、申立期間の国民年金保険料を除くほぼすべての保険料を納付するとともに、申請免除の承認を受けた62年12月から63年3月までの期間及び平成13年4月から14年3月までの期間の保険料を追納するなど、申立人は、保険料の納付に努めていたものと考えられる。

また、申立期間のうち、平成元年4月から2年3月までについては、申立人から提出された、領収書等を貼付したノートに記載されている「年金 $8,000 \times 2 = 16000 \times 12 = 192000$ 」は、該当年度の記載は無いものの、同記載箇所に貼付された水泳教室等の領収書はいずれも平成元年度に発行されたものであり、記載内容、紙の退色具合等から当時に記載されたものと考えられ、同年度の申立人夫婦二人分の国民年金保険料額と一致していることから、申立人の同年度の保険料納付に係る記載であると考えるも不自然ではない。

一方、申立期間のうち、平成2年4月から4年10月までについては、申立人が国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、A市の国民年金収滞納リストにおいても当該期間の保険料が未納となっており、このことは社会保険庁のオンライン記録とも一致している上、申立人が保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫についても当該期間は未納となっており、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年6月から同年12月まで
② 昭和63年4月
③ 平成2年3月から3年3月まで
④ 平成3年8月
⑤ 平成3年11月
⑥ 平成5年10月及び同年11月

私は、社会保険事務所に対し、未納となっている期間について、平成19年8月、国民年金保険料納付記録の照会申出書を提出したところ、同年12月14日付けで納付事実が確認できなかったとの回答があった。

しかし、私は、現在未納とされている期間については、厚生年金保険適用事業所を退職後、その都度、A区役所において国民年金の資格取得届を提出の上、国民年金保険料を納付してきた。未納になっているのは納付できないので、再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、⑥平成5年10月及び同年11月については、申立期間が2か月と短期間であるとともに、これ以降に国民年金保険料の未納期間は無く、7年10月から15年6月までの期間の保険料については免除を受けているが、15年7月、同年8月及び17年3月にすべて追納しているなど、申立人は、保険料の納付に努めていたものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の資格取得日から平成7年10月に払い出され、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推認され、この時点で、申立期間⑥は国民年金保険料を過年

度納付することが可能な期間であり、申立人は、未納となっていた5年12月から6年12月までの保険料を、8年1月から同年11月にかけて7回にわたり過年度納付していることが社会保険庁のオンライン記録により確認できることから、申立人が申立期間⑥の保険料を過年度納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、①から⑤までの期間については、申立人が、国民年金に加入した平成7年10月の時点では既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立人が申立期間①から⑤の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間①から⑤の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年10月及び同年11月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで
私は、妻と一緒に国民年金の加入手続を行い、保険料も一緒に納付してきたのに、私だけ1年間分が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦一緒に国民年金保険料を納付してきたとしており、申立人及び申立人の妻の国民年金手帳記号番号は昭和51年4月に連番で払い出され、申立人夫婦の国民年金保険料の納付日が確認できる昭和60年度以降の保険料納付日は夫婦同一日である上、申立人の妻は、申立期間について保険料を納付していることから、申立人は、申立期間の保険料を納付したものとみるのが自然である。

また、申立人は、申立期間について過年度納付が可能であり、当時、A市においては、国民年金の加入手続時に、保険料未納期間があった場合には過年度納付を勧奨することが通例である上、申立人は、昭和50年4月から51年3月までの保険料を53年1月6日に過年度納付していることが、社会保険事務所が保管する領収済通知書により確認できることから、申立期間についても過年度納付を行ったものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から同年6月までの期間及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月から同年6月まで
② 平成8年9月

夫が勤務先を退職した平成8年3月からしばらくして、私の国民年金の納付書が送られてきたので、納付を開始した。

それからは、未納無く国民年金保険料を納付してきた。申立期間①の保険料については、平成10年5月ごろに、②については、同年10月ごろに納付した。申立期間の国民年金保険料は1か月当たり1万2,300円であり、当時の領収証書も所持している。未納とされるのは納得できないので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月及び1か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き国民年金の加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人は、申立期間①の直後の平成8年7月から60歳になるまでの期間において、保険料が未納となっていた期間については、19回にわたり繰り返し過年度納付を行っていることが確認できるなど、申立人は、保険料の納付に努めていたものと考えられる。

また、申立人について、申立人の夫が勤務先を退職したことに伴い、社会保険庁のオンライン記録により、平成9年4月30日に、申立人の国民年金被保険者資格が8年4月にさかのぼって第3号被保険者から第1号被保険者へ種別変更されていることが確認できる上、申立人は、申立期間①直後の8年7月分及び同年8月分を10年9月に、8年10月分から9年3月分までを10年11月、同年12月、11年1月及び同年3月に過

年度納付していることが申立人が所持している領収証書でも確認できることから、申立期間についても国民年金保険料を過年度納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和43年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月1日から44年3月1日まで

私は、昭和43年3月に入社してから平成2年に退職するまでA株式会社に途中で途切れることなく勤務していた。しかし、43年3月から44年2月までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、その期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に継続して勤務していたと主張するA株式会社は、B企業組合C営業所が法人化して同営業所から名称変更した事業所であり、社会保険庁の記録によると、同営業所が昭和43年3月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、同日付けで新規適用事業所となっており、A株式会社の複数の同僚は、同社においても申立人が申立期間に継続して勤務し、業務内容についても変更が無かった旨の供述をしている。

また、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、B企業組合C営業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和43年3月1日において被保険者であった申立人を含む8人のうち申立人を除く7人全員が、同日付けで新規適用事業所となったA株式会社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、いずれも申立期間におい

て厚生年金保険の記録が継続している。

これらのことから総合的に判断すると、申立人は申立期間を通じてA株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社に係る昭和44年3月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申し立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和51年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②について、申立人のB株式会社における資格喪失日は、平成2年7月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、38万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年11月21日から51年1月1日まで
② 平成2年6月30日から同年7月1日まで

昭和43年2月にA株式会社に入社以来、継続して勤務してきた。同社、C株式会社、B株式会社、D株式会社など勤めていた会社は全てEグループの関連会社であって、企業間の異動はすべて転勤によるものなので、厚生年金保険の加入期間に空白があるのは間違いである。給与明細書や辞令もほとんど所持しており、継続して勤務していることを証明できるので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、事業所関係者の供述及び申立人が所持する給与明細書により、申立人がA株式会社の関連会社に継続して勤務し（昭和51年1月1日にA株式会社からF株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保

除料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社に係る昭和50年10月の社会保険庁の記録及び給与明細書から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、A株式会社が保管していた厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人の資格喪失年月日は昭和50年11月21日と記載されており、社会保険事務所の記録と一致しているため、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和50年11月から同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人の所持する給与明細書、厚生年金基金加入員資格喪失通知書及び雇用保険の記録から、申立人がB株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、事業主が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、備考欄に「平成2年6月30日、転勤」と記載されているにもかかわらず、資格喪失年月日欄に、平成2年7月1日から同年6月30日に後から訂正された記載がある上、同社が保管する厚生年金基金加入員資格喪失通知書には、資格喪失年月日は同年7月1日と記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する平成2年7月1日に被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、平成2年6月の標準報酬月額については、厚生年金基金の加入員資格喪失通知書の記録及び社会保険庁の同年5月の記録から、38万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和46年1月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月30日から同年1月31日まで

私は、昭和26年3月にA株式会社に入社後、63年4月に退社するまで継続して勤務していた。同社C工場から同社B工場へ転勤した際の期間に空白がある。申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA株式会社による在籍証明書から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和46年1月30日にA株式会社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の昭和46年2月1日の記録及び事業主が保管する被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の記載から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料については納付していないと供述している上、申立人に係る被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書を保管しており、当該通知書にはA株式会社B工場における

資格取得日が昭和46年2月1日と記載され、社会保険庁の記録も同日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年46年1月の保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 21 日から 37 年 2 月 11 日まで
A社の前に勤めていた有限会社Bの厚生年金保険の加入期間が存在しているのに、A社の厚生年金保険のみを脱退するはずがない。
脱退手当金は受け取っていないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の最初の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっており、これを失念するとは考え難い。

また、未請求となっている当該被保険者期間と申立期間である被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、一方の期間のみ支給されるということは事務処理上不自然である。

さらに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 10 か月後の昭和 37 年 12 月 25 日に支給決定されたことになっているほか、申立期間の事業所の被保険者名簿に記載されている女性で脱退手当金の受給資格が有る 27 人のうち、脱退手当金を受給している者は 8 人と、必ずしも多いとは言えない上、この 8 人については、資格喪失日の約 4 か月から 2 年 7 か月後に支給決定されており、脱退手当金を請求する時期に乖離^{かい}がみられることを踏まえると、事業主が代理請求したとは考え

難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から49年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年8月から49年4月まで
私の国民年金は、母親が加入手続を行い、母親が保険料をA区役所の集金人に毎月納付していたはずであり、未納とされることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続、保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、昭和51年2月に払い出されており、この時点では、申立期間の一部は時効により納付できず、これを納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付の実施時期ではなく、申立人からもさかのぼって納付をしたとの主張は無い。

さらに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、大学の修士課程を終了後の昭和60年4月から短期大学に勤務した。大学では嘱託助手であり、契約は毎年の更新であったことから、大学側から国民年金に加入を勧められ、加入した。61年4月からは私学共済の被保険者となり、平成元年8月からはA県の大学に採用されたので、B市からC市に転居した。申立期間のころは、1回目は市役所に行き、納付書をもらい国民年金保険料を銀行で支払った。

なお、申立期間については、国民年金の加入期間とされていることから、未納とされるのは到底納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和60年4月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号の被保険者記録から、平成元年5月ごろに払い出されたことが確認でき、申立人はこのころに、国民年金に加入したと推認されるが、この時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、特例納付によることになるが、特例納付の実施時期は既に終了している上、申立人からは、さかのぼって保険料を納付したとの主張も無い。

さらに申立人は、申立期間が、申立人の所持している年金手帳の国民年金の記録欄に国民年金の加入期間とされていることをもって、国民年

金保険料の納付済期間であるとしているが、これは、申立人が昭和 60 年 3 月まで学生であったため、同年 4 月から国民年金加入資格が付与されたものであり、このことのみをもって納付済期間とみることはできない。

加えて、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月から55年3月まで

私は、昭和51年6月に会社を退職し、同年7月5日に保健所で母子手帳を交付してもらった帰りに、A区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと記憶しているので、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年7月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は55年10月に払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、このころに国民年金への加入手続が行われたと推認され、この時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付によることになるが、特例納付の実施時期は既に終了している上、申立人からは、さかのぼって保険料を納付したとの主張も無い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、婚姻前の氏名を含む複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から38年3月までの期間及び同年12月から39年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年6月から38年3月まで
② 昭和38年12月から39年3月まで

私は、国民年金に加入してから国民年金保険料は集金人に2か月から3か月に1回納付してきた。私は国民年金以外でも納付すべきものは納付する性格であり、申立期間について未納とされるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間①及び②については、申立人は、集金人に国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間の保険料を納付したことを示す検認印が無いことから、現年度保険料として納付したことは確認できず、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付によることとなるが、過年度保険料は集金人に納付することはできず、申立人からはさかのぼって納付したとの主張も無い。

さらに、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から49年3月まで

私は、A県で住み込みで働いていたが、実家の家業を継ぐため、昭和44年5月に会社を退職してB県のC町に帰ってきた。国民年金については、同年6月から同年8月までの間に、同町役場住民課で加入手続を行い、「国民年金保険料は集金人に支払って下さい。」と言われたので、集金人に2か月分か3か月分をまとめて支払ったり、集金人の自宅に持参していた。未納であることに納得できない。

なお、昭和45年2月から同年6月まで厚生年金保険の被保険者となっていることは承知していなかったため、この期間については国民年金保険料を重複して支払っている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年6月から同年8月までの間にC町で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は49年7月23日に払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳においても同日が国民年金手帳の発行日とされていることが確認できることから、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認され、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の保険料は一部が時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付により納付することとなるが、申立人からはさかのぼって納付したとの主張は無い。

また、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、C町の被保険者名簿において、昭和49年4月1日と記載されていることが確認でき、このこ

とは社会保険庁のオンライン記録とも一致しており、申立期間は未加入期間であり、申立人は国民年金保険料をさかのぼって納付することもできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間のうち、昭和45年2月から同年6月までの期間については、申立人は、厚生年金保険被保険者となっていることを承知していなかったため、国民年金保険料を重複納付していたと主張しているが、制度上、厚生年金保険と国民年金を重複して加入することはできず、仮に両者の保険料を納付していたとしても、厚生年金保険と国民年金の記録が統合された時点で国民年金保険料は申立人に還付されることになるが、その事実は見当たらず、申立内容は不自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から49年3月まで
国民年金については、昭和44年7月に母親が加入手続を行い、結婚するまで姉と私の二人分の国民年金保険料を市役所で納付してくれていたことを記憶している。未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金への加入手続や保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、昭和49年7月に払い出されており、このころに国民年金の加入手続が行われたと推認されるが、この時点において、申立期間の一部は時効により納付できず、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張は無い。

さらに、申立人は申立人の母親が申立人の姉の国民年金保険料と一緒に納付していたと主張しているが、申立人の姉が保険料の納付を開始したのは申立期間後の昭和50年4月からであり、申立人の姉が20歳になった40年8月から50年3月までは未納となっていることが社会保険庁のオンライン記録から確認できるなど、申立内容とは符合しない。

加えて、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたこ

とをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年4月から60年3月まで

今回、社会保険事務所に年金照会したところ、私は昭和61年3月ごろに国民年金に加入したとのことであるが、私は60年4月から61年3月までの国民年金保険料を一括して納付した領収書を持っている。

申立期間の国民年金保険料は、父親が姉の分と一緒に納付してくれており、姉については昭和57年1月から納付となっている。未納とされるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付状況等が不明である上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年3月ごろに払い出されており、これは申立人が当時居住していたA郡B町(現在は、C市)が保管する被保険者名簿に記載されている「61.3.11適用」とも一致し、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認され、申立期間の保険料を納付するには過年度納付となるが、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張は無い。

さらに、申立人は、同居していた申立人の姉が昭和57年1月から国民年金保険料を納付していることから、申立人についても被保険者資格を取得した58年4月から保険料を納付しているはずであると主張しているが、前述のC市が保管する被保険者名簿では、申立期間直後の昭和60年

度分については、昭和 61 年 3 月 18 日に一括して、現年度納付していることが確認できるものの、申立期間は未納であり、このことは社会保険庁の記録とも一致することから、申立内容は不自然である。

加えて、申立人について、婚姻前の氏名を含む複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年12月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年12月から57年3月まで
申立期間当時、私は学生であり、母から、20歳になったのを契機に国民年金に加入してくれたと聞いている。母は、国民年金保険料を完納しており、私の保険料だけ納付していないとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立人が20歳になったのを契機に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。申立期間について保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立期間当時、申立人が居住していたA市の国民年金手帳記号番号払出簿を確認したところ、その形跡が無い上、申立人の国民年金手帳記号番号は、B県C市において、前後の国民年金手帳記号番号の被保険者記録から、平成8年3月ごろに払い出されており、このころに国民年金の加入手続を行ったものと考えられる。このため、申立期間は未加入期間であり、申立期間の保険料は納付することができなかつたものと考えられ、申立内容は不自然である。

また、A市の保管する国民年金収滞納リストでは、申立人は、申立期間について登載が無く、同市では国民年金被保険者として管理されておらず、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は、申立期間の国民年金加入手続や保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況等が不明である上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から51年3月まで

昭和45年6月に銀行を退職後、私の国民年金保険料については、母親が国民年金の加入手続きを行い、53年2月に再就職するまでの間、納めてくれていたはずである。

また、退職後間もなく、市役所又は社会保険事務所から特例納付に関する書類が送付されて来たため、私が20歳になった昭和42年までさかのぼって国民年金保険料を母親が納付してくれた。母親は既に亡くなっており、特例納付した時期や金額等は不明であるが、申立期間の保険料が未納となっているのは納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年6月に、申立人の母親が、申立人の国民年金加入手続きを行うとともに、国民年金保険料を納付したと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、51年7月に払い出されており、このころに申立人の国民年金加入手続きが行われたものと推認でき、この時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できない期間であり、これを納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立人は、銀行を退職後間もなく、申立人の母親が、申立人の20歳到達月までさかのぼって国民年金保険料を特例納付したとも主張しているが、申立人の母親が特例納付したとする保険料額、納付場所等の納付状況が不明である上、申立人の銀行退職翌月の昭和45年7月から第1回目の特例納付が実施されているものの、上述の申立人の国民年金手

帳記号番号払出日からみて、申立人は、当該特例納付の実施期間において、国民年金に未加入の期間であり、申立人の母親は、保険料を特例納付することはできなかったものと考えられ、このことは社会保険庁のオンライン記録とも一致し、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況や納付状況等が不明である上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年5月1日から63年1月27日のうち12か月程度
② 平成2年5月1日から3年2月28日のうち12か月程度
③ 平成3年3月1日から6年1月28日のうち36か月程度
④ 平成3年3月1日から6年1月28日のうち24か月程度

(*全申立期間において期間の明確な申立て無し)

厚生年金保険の加入期間について照会した結果、A市役所、B株式会社、C社、D社(又はE社)での勤務期間の加入記録が無い。それぞれ勤務した期間ははっきり覚えていないが、この順番に勤務していたと思うので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A市役所に照会したところ、申立期間当時、申立人が従事したとする駐車場の管理等の業務は、株式会社F(現在はG株式会社。以下同じ。)に業務委託しており、同市役所と申立人との間には、直接の雇用関係は無かったとの回答を得た。

また、G株式会社に照会したところ、現場の担当者の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に雇用され、A市役所で業務を行っていたことは推認できるが、同社には申立期間当時の資料は残っておらず、当時の状況が分かる者も不明のため、関連資料及び供述を得ることができず、申立人に係る厚生年金保険料の控除については確認できない。

さらに、株式会社Fに係る社会保険庁の記録においても、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 2 申立期間②については、法務局に照会したところ、申立人が勤務していたとするH市及びI市を所在地とするB株式会社という名称の法人登記に係る記録は確認できず、社会保険庁の記録においても、同社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。そのほかに申立人は本社所在地や事業主、同僚の氏名など、申立事業所を特定する情報を記憶していないため、同社の存在を特定することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 申立期間③については、J町役場に照会したところ、申立期間当時、申立人が勤務していたと主張するC社の管理業務は、株式会社Kに業務委託しており、申立人は株式会社Kの下請会社である株式会社Lの従業員であったとの回答を得た。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は平成3年3月1日から4年7月2日まで、株式会社Lの厚生年金保険被保険者であり、同社に照会したところ、同社の保管する申立人に係る被保険者資格取得喪失等記録帳及び入社時記録帳の記載は、社会保険庁の記録と一致しており、同社においては社会保険庁の記録どおりの届出がされていたことが推認される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 4 申立期間④については、複数の同僚に照会したところ、そのうちの1人だけが、期間の特定はできないものの、申立人が株式会社Mに勤務していたことを記憶していたが、同社では正社員のみが社会保険に加入しており、申立人については在籍していたとしても短期間であり、正社員では無かった旨の供述があった。

また、株式会社Mの事業主に照会したところ、平成元年から20年までの資料を確認したが、申立人に関する記録は無く、それより前の資料は残っておらず、申立人については記憶していない旨の回答があった。

さらに、申立期間当時の事務担当者にも照会したが、申立人については記憶しておらず、申立人に係る厚生年金保険料の控除については確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 5 全申立期間について労働局に照会したところ、株式会社F、B株式会社及び株式会社Mにおいて、申立人が雇用保険被保険者となった記録は無く、株式会社Lにおける雇用保険被保険者記録は社会保険庁の記録と一致している。

- 6 全申立期間において、申立人は、申立事業所に勤務していた期間、同僚の氏名及び厚生年金保険料を控除されていたことに関する具体的な記憶を有していない上、事実を確認できる資料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。
- 7 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 452

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 8 月 1 日から 38 年 7 月 1 日まで
② 昭和 38 年 7 月 1 日から 43 年 11 月 23 日まで

A 中央市場内の B 社及び有限会社 C に勤務していた 10 年余りの期間が厚生年金保険に未加入となっているので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 B 社に係る申立期間①については、暖簾分け^{のれん}を受けた事業所関係者の供述によると、当該事業所は既に無くなっており、事業主及び同僚の所在も不明であることから、申立てに係る事実を確認することができない。

また、申立人によると、B 社は個人事業所であり、社会保険庁の記録において、厚生年金保険の適用事業所であったという記録を確認できない上、当該事業所は、申立人によると、事業主・家族従事者を除くと従業員は 3 人であったと述べており、厚生年金保険法における適用事業所としての要件に該当していなかった可能性がある。

2 有限会社 C に係る申立期間②については、社会保険庁の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の新規適用事業所になったのは、平成 8 年 12 月 1 日からであり、それ以前の申立期間に厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、事業主も当該事業所が同年 12 月 1 日より前に厚生年金保険に加入したことは無い旨を供述していることから、申立人は申立期間において厚生年金保険の被保険者では無かったと推認される。

また、当時の事業主は高齢で記憶が定かでないため、供述を得ることは困難であり、同僚は所在が不明であるため、申立てに係る事実を確認

することはできない。

さらに、雇用保険の被保険者記録では、申立期間に当該事業所における申立人の記録は確認できない。

- 3 申立人は、両申立期間において厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶を有していない上、給与明細書等申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料を所持していない。
- 4 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 7 月 26 日から 40 年 7 月 26 日まで
② 昭和 40 年 9 月 1 日から 41 年 10 月 10 日まで
③ 昭和 41 年 10 月 10 日から 42 年 2 月 21 日まで

私は、昭和 39 年 7 月 26 日から 40 年 7 月 26 日まではA株式会社に、同年 9 月 1 日から 41 年 10 月 10 日まではB社に、同年 10 月 10 日から 42 年 2 月 21 日まではC株式会社に勤務していたが、いずれも厚生年金保険被保険者期間になっていないので、以上の3事業所に係る申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 A株式会社に係る申立期間①については、当該事業所は既に解散しており、元事業主に照会したが、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、社会保険事務所のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者期間は、昭和 37 年 10 月 3 日から 39 年 7 月 26 日となっているのに対し、申立人は、その期間は誤りであり、39 年 7 月 26 日から 40 年 7 月 26 日が同社における厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、同名簿を調査したところ、申立期間を含めた前後の期間において、健康保険の整理番号は連続しており、申立人の氏名が記載されていないため、申立期間に、厚生年金保険被保険者であった形跡は見られない上、申立期間のうち 39 年 10 月 10 日から 40 年 2 月 21 日の期間には、別会社であるC株式会社において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できることから、申立人

の主張は、合理性に欠ける。なお、申立人が同僚であったとしている2人は、同名簿において氏名は記載されていない。

- 2 B社に係る申立期間②については、登記簿によれば、同事業所を営んでいた株式会社Dは、平成15年12月5日に民事再生手続を開始し、16年2月23日に解散しているが、同社から飲食・洋菓子部門の事業だけを引継いだ株式会社Eに照会したところ、申立期間当時の資料は引継がれておらず、保管していない旨の回答であり、申立人の申立てに係る事実について確認できる資料及び供述は得られなかった。

また、社会保険事務所の株式会社Dに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号が連続しているため、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、上記の同名簿において、申立人が上司及び同僚として名前を挙げた者の氏名についても記載が無い。

加えて、申立人は、当該事業所に係る申立期間の記憶はあいまいである。

- 3 C株式会社に係る申立期間③については、社会保険事務所の記録では、申立人の厚生年金保険被保険者期間は、昭和39年10月10日から40年2月21日となっているのに対し、申立人はその期間は誤りであり、41年10月10日から42年2月21日が同社における厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、当時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、健康保険の整理番号は連続しており、申立人の氏名が記載されていないため、申立人が主張する厚生年金保険被保険者期間の相違についての事実は確認できない。なお、申立人が同僚であったとしている者についても、同名簿において氏名は記載されていない。

また、当該事業所は既に解散しており、事業主及び同僚の所在も不明であることから、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

- 4 申立人は、全申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶を有していない上、給与明細書等申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料を所持していない。

また、全申立期間について、雇用保険の被保険者記録では、申立期間に当該事業所における申立人の記録は確認できない。

- 5 このほか、全申立期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 6 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 4 月 1 日から 26 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 20 年 4 月 1 日から 26 年 3 月 31 日の間、A 市にあった駐留軍施設（旧海軍機関学校）に勤務していた。作業内容は主に宿舎の掃除をしていた。当時の写真のほか別に資料は無いが、当該期間を厚生年金保険の被保険者であると認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している申立期間当時の写真及び上司の名刺並びに申立人の供述から、申立人が当該施設に勤務していたことは推認できるが、上記写真等資料を確認しても申立人の勤務期間は明確ではない。

また、社会保険事務所の記録によると、B 県 C 渉外労務管理事務所は昭和 24 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、その後 30 年 11 月 1 日に適用事業所でなくなっていることが確認できるほか、同事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名を確認することはできず、健康保険番号に欠番が見当たらないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、申立期間に係る駐留軍施設従業員の労務管理を担当していた B 県 C 渉外労務管理事務所から当時の資料を引き継いでいる B 県 D 部に対し、関連資料等の有無を照会しても当時の資料は無いと回答している上、駐留軍から返還された資料の収集管理を所管している E 防衛局に照会しても、「関連資料について調査しても、申立人の勤務期間等について確認できる資料は無かった。」と回答しているため、申立てに係る事実を確認することはできなかった。

加えて、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

また、申立人が名前を記憶している同僚の名前も上記名簿において確認することはできない上、申立期間当時当該施設に勤務していた従業員に照会しても、申立人に関する供述を得ることはできなかつたため、申立てに係る事実を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月 1 日から 41 年 1 月 31 日まで
私は昭和 39 年 6 月 1 日から 41 年 1 月 31 日まで株式会社Aの前身である事業所に勤務していたが、厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、厚生年金保険の加入記録が無い。私は当該事業所に勤務し、社会保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚等の供述から、申立人が申立期間に株式会社Aの前身である事業所に勤務していたことは推認できるが、当該事業所は、昭和 62 年に適用事業所ではなくなった時期と同時期に破産している上、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、申立期間当時の事業主の後継者に照会しても、当時の給与明細書等、関連資料の存否は確認できなかったため、申立てに係る事実は確認できない。

また、申立期間当時の同僚及び事業主の親族に照会しても、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認することはできない。

さらに、申立人は申立期間において厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

加えて、申立期間に係る株式会社Aの前身である事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の名前は記載されておらず、健康保険番号にも欠番が無いため、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

また、申立人が申立人の入社後に退職したと主張する同僚の氏名についても、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていない。

さらに、申立期間に係る雇用保険の加入記録についても確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年ごろから 34 年ごろまで
② ①の後の昭和 34 年ごろから 41 年ごろまで

私は、申立期間①については、当初株式会社A（現在はB株式会社、以下同じ。）に勤務していたが、その後株式会社Aの社長が新たに株式会社Cを設立したので、そこで勤務していたが厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間②については、D社に勤務していたが厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①②について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 株式会社Aに係る申立期間①については、当該事業所に照会したところ「昭和 62 年ごろに本社を建て替えに際し 39 年以前の書類を処分しており、申立人を雇用したか否か確認できない。」との供述があり、申立てに係る事実は確認できない。

また、株式会社Aの申立期間当時の従業員に照会しても、申立てに係る事実を確認するための供述を得ることはできなかった。

さらに、株式会社A労働組合に照会したところ「昭和 30 年以降の組合員名簿に申立人の氏名は確認できない。」との回答があった。

加えて、社会保険事務所の株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は記載されておらず、申立期間における健康保険番号の欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

また、申立人が記憶している同僚の氏名についても上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において記載は確認できない。

2 株式会社C（現在は株式会社E、以下同じ。）については、申立期間当時の同僚の供述から申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるが、上記同僚の供述においても申立人の正確な勤務期間は確認できない。

また、社会保険庁の記録において、株式会社Cが申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

さらに、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、当時の賃金台帳等関係資料も同事業所に保管されていないことから、申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

3 D社に係る申立期間②については、株式会社Cの同僚及び事業主の親族が、「申立人がD社で勤務していた。」と供述していることから申立人がD社に勤務していたことは推認できるが、申立人が記憶する旅館名称、所在地及び事業主の名前はF組合の保管する昭和39年9月時点の組合加入名簿に確認できるものの、上記同僚及び事業主の親族の供述においても、申立人の正確な勤務期間は確認できない。

また、申立期間当時の事業主も既に亡くなっていることから、申立期間当時の関係資料については存否が不明であるため、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

さらに、社会保険庁の記録において、D社が申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

4 このほか、申立人の全申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 11 月 1 日から 11 年 6 月 21 日まで
株式会社 A の B 営業所で勤務していたことは間違いないので、申立期間の厚生年金記録が無いのは納得できない。事実を明らかにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

上司及び同僚の証言から、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、当該事業所は平成 14 年 5 月に破産しており、当時の関係書類が保管されていないため、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認することはできない。

また、申立期間当時の上司、同僚に照会しても、申立人が勤務していたこと以外の供述を得ることはできない。

さらに、申立人は申立期間の開始月である平成 8 年 11 月分の国民年金保険料を納付しており、同年 12 月から 10 年 3 月までの保険料は納付していないものの、同年 4 月から 11 年 3 月まで保険料の全額免除を申請していることから、申立てについては合理性に欠ける。

加えて、C 市に照会したところ、申立期間内の平成 10 年 5 月 12 日から 11 年 6 月 22 日までの期間については、申立人が国民健康保険に加入していたとの回答が得られた上、その期間中の 10 年 12 月 15 日に申立人が国民健康保険被保険者証を使用して C 市内の歯科医院で受診した事実も同医院から提出された資料で確認できるため、申立期間において健康保険及び厚生年金保険の被保険者であった事実は確認できない。

また、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、厚生年金保険料控除に関する記憶も明確ではない。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険の記録についても確認できない。
このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事
業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年2月1日から24年3月31日まで
② 昭和31年7月1日から35年4月20日まで

私は、昭和22年2月1日からA県B郡C町にあったD国軍総合病院（D国軍E部本部の施設。以下同じ。）に就職し、30年ごろのD国軍の引き揚げで退職した。22年2月1日から24年3月31日までの厚生年金保険の加入記録が無いので調べてほしい。

また、昭和31年7月1日から35年4月20日まで、それぞれの勤務期間は特定できないものの、F市G区にあったH社並びにI市J区にあったK店、L店（株式会社M）、N店及びO店に勤務し、厚生年金保険料が控除されていた。この期間の厚生年金保険の加入記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が昭和22年ごろ、D国軍総合病院に占領軍従業員として勤務していたことは、申立人の所持する手帳から推認できるものの、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶を有していない上、給与明細書等、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料を所持していない。

また、占領軍従業員については、当初、厚生年金保険法の適用はされていなかったが、昭和23年7月の同法の改正により、24年4月1日から「国の事務所」に使用されるものとして適用を受けることとなったものであり、社会保険庁の記録によれば、D国軍総合病院は、同年4月1日にD国軍E部本部として厚生年金保険の新規適用事業所となっており、

申立人が記憶する同僚についても、同日付けで占領軍従業員として厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、厚生年金保険法の適用前に厚生年金保険の被保険者であったとする申立人の主張は不合理である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 2 申立期間②については、申立人は、申立期間当時に勤務していた同僚等の氏名を記憶しておらず、勤務実態に関する供述を得ることができない上、申立期間において、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶を有しておらず、給与明細書等、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料を所持していない。

また、以下のとおり、勤務先の事業所が特定できず、当時の事業主等への照会による確認ができなかったことから、勤務の事実及び事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び供述も得られないため、申立てに係る事実を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

(1) H社は、法人登記簿では有限会社Pの商号で現在も存続していることが確認でき、同事業所の本社及び取締役の照会を行ったが、照会のあて所には同事業所は存在せず、取締役の所在も不明なため、申立てに係る事実は確認できない。

(2) L店(株式会社M)は、法人登記簿では株式会社Mの商号で昭和39年4月30日に解散していることが確認でき、当時の代表取締役に照会を行ったが、所在が不明なため、申立てに係る事実は確認できない。

(3) K店、N店及びO店については、法人登記簿での確認ができず、申立てに係る事実は確認できない。

(4) 社会保険庁の記録では、(1)、(2)及び(3)のいずれの事業所も厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 1 月 31 日まで
② 昭和 46 年 10 月 31 日から 47 年 3 月 31 日まで

株式会社Aには、同社の役員に誘われて入社したが、当時、従業員は自分一人であった。

B株式会社（現在は、C株式会社。以下同じ。）には、同社の営業部長から誘われて入社した。

どちらの会社でも請われて入社し、厚生年金保険の保険料が引かれていたことを憶えている。厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が提出した写真及び当時の事業主の親族の供述から、申立人が申立期間に株式会社Aに勤務していたことは推認できるが、社会保険事務所の記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人によると、株式会社Aの従業員は申立人だけであったと述べており、当時の厚生年金保険の強制適用事業所としての要件に該当していなかった可能性がある。

さらに、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も既に亡くなっている上、事業所関係者に照会したものの、申立期間当時の関連資料についても保管されていないため、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

2 申立期間②については、当時の上司及び同僚の供述から、申立人が申立期間にB株式会社に勤務していたことは推認できるが、当時の事業主

は既に亡くなっており、現在の事業主に照会したところ、申立てに係る事実を確認できる人事記録や賃金台帳等の資料を保管していないため、厚生年金保険料が給与から控除されていた事実の有無についても確認することはできない。

また、B株式会社の上司及び同僚は、当時の従業員数は15人から30人程度と供述しているが、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿によれば、月ごとの厚生年金保険の被保険者数は9人から23人となっていることから、当時、すべての従業員について、厚生年金保険の加入手続きを行っていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号の欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものと考えるが、

- 3 申立人は、両申立期間において、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料を所持していない。

また、雇用保険の加入記録においても両申立期間において被保険者であった記録は確認できない。

- 4 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月1日から57年9月30日まで
昭和54年4月からA工場に勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、同事業所での厚生年金保険加入記録では、57年10月1日に加入したことになっている。試用期間は有ったかもしれないが、確かに勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA工場の社会保険事務を受託していた社会保険労務士事務所から提出のあった同事務所作成の雇用保険被保険者名簿の記録並びに元同僚の供述から、申立人が申立期間のうち昭和55年5月7日から57年9月30日までの期間について、同工場に勤務していたことは認められる。

しかし、上記社会保険労務士事務所作成の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和57年10月1日と記載されており、これは社会保険庁の記録と一致していることから、事業主が社会保険庁の記録どおりに厚生年金保険の届出を行っていたことが推認できる。

また、複数の元同僚は、申立期間当時、A工場では希望者のみを厚生年金保険に加入させていた旨の供述をしており、そのうちの1人は、入社して長期間経過した後、希望して厚生年金保険に加入した旨の供述をしている者もいることから、同事業所における従業員の厚生年金保険被保険者資格について、すべての従業員が入社後ただちに加入していたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、A工場は、昭和63年8月1日に厚生年金保険の適用事業所で

なくなった後、廃業しており、申立期間当時の事業主も既に亡くなっている上、当該事業所を継承した廃業時の事業主も所在が不明であることから、申立てに係る事実を確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間において、国民年金に加入しており、申立期間のうち昭和 54 年 4 月から 57 年 3 月までは申請免除の記録が確認できるため、申立てについては合理性に欠ける。

また、申立人は申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことに関する具体的な記憶を有していない上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書などの資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月から同年9月30日まで

私は、A高等学校のB科を卒業した昭和27年3月に、C株式会社に同校からの推薦で入社した。D県E市にあった現場で、山林から切り出した木材に刻印を押し、駅まで馬車で荷送りする仕事をしており、当時の上司は「Fさん」という方であった。同年9月末に退職したが、厚生年金保険に加入していたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が述べている申立期間当時のC株式会社に係る業務内容は詳細であり、申立人が氏名を記憶している上司についても、社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿で確認できることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C株式会社へ照会したところ、同社で保管している厚生年金被保険者名簿には申立人の氏名の記載は無く、申立期間当時の勤務実態を示す資料も保管していない旨の回答が有り、申立人の申立期間における勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていた事実については確認できない。

また、申立人が記憶している上司は、申立人について記憶は無い旨供述しており、当時の事業所長は、正社員の中に申立人はおらず、仮に勤務していた場合は、臨時雇用者であると考えられる旨の供述をしている。

さらに、昭和27年3月ごろC株式会社に入社し、G部に配属され、厚生年金保険に加入している複数の従業員に照会しても、申立人を記憶している者はおらず、H、I地方の者で厚生年金保険の適用を受けていた者は、J県で採用試験を受け、入社後に集合研修があったが、一方、現

地で採用された者には集合研修は無く、厚生年金保険の適用は無かった旨の供述も得られたことから、K市で面接を受けたとする申立人には、厚生年金保険が適用されていなかった可能性がうかがわれる。

加えて、C株式会社本社及び当時G部を管理していた同社のL支社にかかる社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の記録は無く、整理番号にも欠番が見られないため、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人は、申立期間に厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶を有していない上、給与明細書等、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料を所持していない。

また、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 9 月 1 日から 30 年 1 月 1 日まで
(A 株式会社)
② 昭和 31 年 3 月 15 日から同年 9 月 1 日まで
(B 有限会社)

A 株式会社での厚生年金保険料については、退職後、脱退届により戻ってくることは知らず、また、B 有限会社についても同じで、短い間だったので忘れていた。

その後、C 社については、退職後、脱退届を提出してもらい、そのお金を編物機の代金の一部にしたことを記憶している。

しかし、A 株式会社及び B 有限会社に勤めていた期間についての脱退手当金は請求しておらず、受け取ってもいないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所には、脱退手当金の支給を裏付ける申立人の厚生年金保険脱退手当金支給報告書が保管されており、昭和 28 年 9 月 1 日から 34 年 2 月 1 日までの期間を支給の対象期間として、6,376 円の脱退手当金が支給されていることが確認できる。

また、申立人は、A 株式会社及び B 有限会社に勤務していた期間については、脱退手当金を請求した記憶も受け取った記憶も無いと主張しているが、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであり、申立人の場合、A 株式会社における厚生年金保険被保険者期間は 16 か月、B 有限会社における被保険者期間は 6 か月と合計 22 か月であり、被保険者期間が 2 年以

上の者が資格を喪失したときとされている脱退手当金の支給要件を満たしておらず、両事業所を退職した時点では脱退手当金を請求することはできなかったことから、C社を退職した時にすべての被保険者期間を通算して請求したものと推認される。

さらに、申立期間を含む脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、C社における厚生年金保険資格喪失日から約7か月後の昭和34年9月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 25 日から 38 年 11 月 7 日まで
A株式会社を退職して、退職金は4万円ぐらい受け取ったが、すぐにB市に嫁いだので脱退手当金を受け取った記憶は無い。同社を退職し、C市内で結婚した友人は、社会保険事務所まで受け取りに行ったと言っているが、私は行った記憶は無い。詳しく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 38 年 11 月 7 日の前後 2 年以内に資格喪失した者で脱退手当金の受給資格が有る 41 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、38 人に支給記録が確認でき、このうち 37 人について資格喪失日の約 1 か月から 6 か月後に脱退手当金の支給決定がなされている上、申立人の同僚は、「事業所が代理請求を行っていた。」と供述していることを踏まえると、事業主による代理請求がなされたものと推認されることから、申立人についても同様に代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、申立人の被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 39 年 1 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月 25 日から 37 年 11 月 16 日まで
「ねんきん特別便」が来て、有限会社Aの厚生年金保険期間が無かった
ので、社会保険事務所へ行き、初めて脱退手当金が支給されている
ことを知った。

脱退手当金が支給されたとする昭和 38 年 1 月は、妊娠 8 か月で、脱
退手当金を受領に行ける状態ではなかった。

脱退手当金を請求した記憶も受け取った記憶も無いので、調べてほ
しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味す
る「脱」表示があるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算
上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月
後の昭和 38 年 1 月 25 日に支給決定されており、一連の事務処理に不自
然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手
当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申
立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月1日から38年9月30日まで
社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A労働組合に勤務していた際の厚生年金保険期間について、財団法人Bを事業所名として脱退手当金が支給済みである旨の回答があった。

当時は、二人目の子供が生まれて小さな子供を二人も抱えている時期であり、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の被保険者名簿には「脱」表示が無く、脱退手当金の支給記録が確認できた4人全員についても「脱」表示が無いが、昭和32年12月2日保業発第186号通知によると、最後の厚生年金保険資格喪失日が同年10月2日以降の者については、被保険者台帳への「脱」表示は必要としない旨規定されており、申立人の厚生年金保険資格喪失日は38年9月30日であり、社会保険事務所では、当該通知に基づき、被保険者名簿に「脱」表示を行わなかったものと考えられることから、被保険者名簿に「脱」表示が無いことをもって脱退手当金が支給されていないと推認することはできない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。